

社長訪問



平成6年に開業された北浦接骨院様は、患者様とのふれあいを大切にされ、地域の患者様の健康を支えることに尽力されています。担当させていただいている私も、先生にお会いするたびに元気をいただいております。訪れる患者の皆様も、先生にお会いすることも楽しみにされています。訪れる患者の皆様も、先生にお会いすることも楽しみにされています。

この春から、夜診の時間が夜の9時までになり、仕事帰りの受診もかかりやすくなりました。

<代表 北浦昭雄 様より
コメントをいただいております>

新納会計事務所様には10数年お世話になっております。新納先生をはじめ、担当の方の的確なご指導を頂き心より感謝しております。

約7年前に新築移転の際には、銀行の紹介融資のアドバイスを頂き現在の順調な業務に繋がっております。

今後ともご指導の程宜しくお願い致します。

営業時間

月～金 10時～13時
17時～21時
土 曜 9時～12時
17時～19時
休診日 日・祝日
電話 075-811-6991



中京区西ノ京三条坊町5
地下鉄西大路御池駅
改札口より徒歩10分



～新しい職員のご紹介～

はじめまして。前田千成（まえたかずのり）と申します。
8月より新納会計事務所勤務させて頂いております。

皆様に簡単ではございますが、ご挨拶と自己紹介をさせて頂きたいと思っております。

突然ですが私は平成生まれです。

私が生まれた時には既にバブルは崩壊しており、好景気の日本を全く知りません。不景気が当たり前の中で育った私は、新聞やニュースで経済や政治の暗い話ばかり聞いてきました。しかしそんな中でも、儲かっている企業もたくさんありますよね？そんなできる経営者の資質を学ぶべく、公認会計士の勉強を続けてきました。

そして、より前線で、よりお客様に近い立場で、お客様のお役に立ちたいと考え、ご縁もあり新納会計事務所に入社させて頂きました。

『若いから』というのは一切言い訳にはなりませんので、日々自己研鑽に励み、少しでもみなさまのお役に立てるよう精進して参りますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

前田千成



PROGRESS

プログレス

新納会計事務所・(株)新納経営

第44号

〒604 0031 京都市中京区新町通二条下ル頭町16-1

TEL: 075 (231) 0335 FAX: 075 (231) 0473

http://www.shinnou.net/

e-mail: smc-keiei@tkcnf.or.jp

平成23年10月3日発行

PROGRESS (プログレス) とは「進歩」の意。皆様と共に進歩して行きたいという願いを込め発行します。

正念場

所長 税理士 新納 賢二

日本は今正念場にいる。世界も正念場にいる。

日本のバブル崩壊後のこの20年間の経済状態は悪化の一途をたどり、不良債権処理の為に銀行救済を目的としたゼロ金利政策は、ついに住宅ローン金利1%割れ迄に達した。定期預金の利息は雀の涙ほどもない。老後の生活に利息収入をあてこんでいた人生設計は成り立たない。唯一の頼りである年金もいつ迄もつことか。

その上政治が混迷を極めていく中での東北大震災と原発事故そして円高である。

危機どころではなく日本沈没の瀬戸際にいる。

一方世界に目を転ずれば、リーマンショックを基因とするヨーロッパ諸国の信用不安から世界恐慌の恐れさえ言われ始めている。

我々はどうすればいいのだ。手の打ち様が無いのである。人間の英知を信ずるしかないのである。我々の出来る事は、最悪のシナリオに備えて、借入金を減らし自己資本比率を高めることである。

そして根底に立ち返って、経営理念を深め、戦略を磨くことである。

理念とは、人生観・経営観であり、「我が社は何の為に存在するのか」ということです。突きつめていくと、その本質は「社会貢献」であり、社会の代表者としてのお客様への奉仕と言えます。

戦略とは、その理念を具現化した夢やビジョンや目標に到達する道筋を明らかにする意思決定です。「いつ迄にどの様に目標を達成するのか」です。

戦略は次の図を使うと考え易いです。大きめのポストイットに思いつく限り書きまとめ項目別に貼って整理します。

<戦略の立案>

- ステップ1 目標設定：3年後のありたい姿
- ステップ2 課題の発見：目標達成への課題を見つける
- ステップ3 解決策の策定：課題の解決策を考える
- ステップ4 行動計画：解決策の具体的な実行計画を立案する

自分が問題解決の当事者であり責任者である。そのことをしっかり自覚して、素早い判断と実行があるのみである。

<目次>

1ページ：所長挨拶

2ページ：平成23年度税制改正で成立した事項

3ページ：新しいお客様のご紹介

4ページ：社長訪問・新しい職員のご紹介

～平成23年度税制改正で成立した主な事項～

企業関係

・中小法人税等の軽減税率(18%)の延長

所得金額が年800万円以下の部軽減税率 18%

・雇用促進税制の創設

適用年度とその前事業年度に事業主都合による離職者がいない事

事業年度中に従業員が前事業年度に比べて10%以上かつ2人以上増加したこと

減税額 1人当たり20万円

・法人税の中間申告制度の改正(以下の場合には仮決算ができなくなりました。)

前年の確定法人税×6/12の金額10万円以下

仮決算による前年の確定法人税額×6/12を超える場合

消費税

・消費税の免税事業者の要件の見直し

特定期間の課税売上高が1,000万円を超える時は、消費税の課税事業者になります。

個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの期間

法人のその事業年度の前事業年度開始の日から6カ月間の期間

法人のその事業年度の前事業年度が7カ月以下の場合で、その事業年度の前々事業年度の開始の日から6カ月の期間

他に課税売上高に代えて支払明細書に記載する支払給与等の額を用いることができます。

未成立の主な事項(平成23年6月30日現在)

企業関係

・法人税率の引下げ・・・(30% 25.5%)

・中小企業者等の軽減税率の引下げ・・・(18% 15%)

・減価償却資産の定率法の償却率の引下げ・・・(定額法の償却率の250% 200%)

・青色欠損金の繰越期間の延長

個人所得関係

・給与等の収入金額が1,500万円超の場合の給与所得控除額は245万円が上限

・役員給与等に係る給与所得控除の見直し

・給与所得者の特定支出控除の範囲見直し

・勤続5年以下の役員等の退職金の課税方法の見直し

・青年扶養控除の対象を限定

相続贈与・消費税・その他

・相続税の課税ベース及び税率区分の見直し

・贈与税率の見直し

・環境税(地球温暖化対策税制)の課税強化

・更生の請求期間の延長(1年 5年)

・税務調査を文書で事前通知

～詳しくは新納会計事務所までお問い合わせ下さい～

～新しいお客様のご紹介～

NPO法人 ゆうハウス 障がいのある人もない人も共に働き集う 指定障害福祉サービス事業所



このたびお客様となりましたNPO法人ゆうハウスさまは、平成21年2月に設立され、平成22年度より障害福祉サービス事業(さをり織り&お弁当)を行っておられます。

障がいのある人もない人も共に働き交流し、ひとりひとりの個性を生かして、さをり織りやお弁当づくり、カフェでの接客に取り組んでいます。

メンバー総勢約20名は、毎日元気いっぱい!個性光る色とりどりの布を織ったり、お弁当づくりをしたり、カフェで接客をしたり。とてもいきいきとしていて楽しそうですよ!

お弁当は野菜たっぷりでもとてもおいしく、食後はすがすがしい気持ちになれます。

【さをり織教室】

おためしコース ¥1,500円

ひととおりコース ¥5,000円

【さをりカフェ tete】

菜ずなの野菜たっぷりワンプレートランチ ¥650

有機コーヒー ¥250 玄米コーヒー ¥300

週替わりケーキ ¥200 ほか

NPO法人 ゆうハウス

大阪府吹田市泉町5-11-12 リーサイド豊津511

TEL 06-6389-9660

E-MAIL yu-house@oboe.ocn.ne.jp

八剣伝 向島店

今回ご紹介致しますのは、今年の平成23年4月より独立開業しました 八剣伝 向島店 さます。

本格的な炭火串焼店でアットホームなサービスと落ち着いた雰囲気幅広いお客様に提供できるように努力しております。

もちろん食材にこだわりを持っていて、皆様が安心して食べられるように原材料・原産地はもちろんなアレルギー(小麦やそば、卵など)の表示も行ってあります。値段もお手頃な価格となっておりますので近くにいらした際には是非足を運んでみてください!!!



おすすめメニュー

- ・自家製だしまき
- ・トリプルチーズつくね
- ・八剣伝ギョーザ
- ・森林鶏一夜干し
- ・せせりポン酢



八剣伝 向島店

〒612-8131

京都市伏見区向島丸町16-12

吉川ハイツ1階

Tel 075-604-1908

「お店の詳細情報」



お知り合いに会計事務所をお探しの方がいらっしゃる時は、是非、ご紹介いただきますようお願いいたします。